

対象事業名	事業の概要	総合評価	外部評価委員会評価
青少年健全育成推進事業 (青少年育成事業)	青少年及び関係団体に対して、心身ともに人間性豊かな子どもを育てるため、各種団体等と連携し環境整備浄化及び青少年健全育成地域推進委員によるパトロールによる、非行等の未然防止と早期発見に努めると共に青少年団体(ボーイスカウトほか)に対して活動推進の補助を実施。また、住民への周知・啓発・協力を目的として非行防止等青少年健全育成のための冊子・パンフレット等の作成及び広報誌に關係記事を掲載。	A	青少年健全育成地域推進員連絡協議会(以下「連絡協議会」)を中心に役場内各關係課及び各小中学校への情報提供による情報の共有化に伴う連携強化については、評価する。より地域と密接な連携を図るうえでの学校關係者、警察關係者といった關係諸団体と連絡協議会との連携について留意されたい。また、青少年健全育成地域推進員の活動について地域住民、各小中学校への周知について検討されたい。
スポーツ教室等体力づくり事業 (少年少女スポーツ教室・町民スポーツ大会・幸田発見ウォーク等、社会体育推進事業)	町民全般及び在勤者に対して、スポーツの振興を図り、町民の健全な精神の育成と体力の向上及び相互の親睦を図ることを目的とした、春・夏休み少年少女スポーツ教室、成人スポーツ教室、町民スポーツ大会等の大会及び各種講習会の開催を実施する。	A	町民がスポーツに親しむ環境作り、スポーツニーズの対応及び子どもたちが安全にスポーツができる教室の開催、ニュースポーツの振興による新たなスポーツ人口の掘り起し等の全町的なスポーツ推進の取組は評価できる。多くの町民が均等に参加できる機会・場所の提供及びこうした情報が広く浸透するように心掛けられたい。
運動場等管理運営事業 (社会体育施設事業)	幸田町体育施設に対して、安全で利用し易い状態を維持し、社会体育推進を目的とした運動場を始めとした体育施設の維持管理及び整備の充実を図る。	A	既存の施設の整備や早急な修繕対応、業者・職員の施設点検は、利用者が常に気持ちよく施設を利用できることを目的とする維持管理として評価できる。今後も利用者の要望・意見等を取り入れた維持管理に心掛けられたい。また、生活様式の変化や障がい者の方の施設利用を考慮するうえで、洋式便器は必須と考えるので和式便器の洋式便器への更新等の対応が望まれる。
こうた夏まつり・凧揚げまつり開催事業 (ライフサークル運動推進事業)	町民のための心豊かで、笑いと楽しさあふれる町づくりを目指し、こうた夏まつり、こうた凧揚げまつりを開催する。夏まつりでは、ステージイベント、屋台、花火大会等を実施し、凧揚げまつりでは、部門別の凧揚げ大会、屋台、フォトコンテスト等を実施している。	A	地域住民や地域を越えての町民同士の活発な交流の場としての有意義なイベントとして定着が伺える。こうた夏まつり・凧揚げまつりとも事業の大規模化のため、駐車場・渋滞問題が生じている。シャトルバスでの来場を促進する等の対応が必要である。また、不測の事態への安全管理体制の整備にも心掛けられたい。なお、中学生ボランティアが地域との関わりを持てるように取り組んでいますが、さらにその輪が広められますよう推進されたい。



▲小学校の地域交流会



▲こうた夏まつり



▲幸田発見ウォーク



▲凧揚げまつり

《今後の課題と対応》

今回の評価結果に基づき事業内容の見直しを進め、さらなる事業推進に努め、教育行政各施策の効果的な実施を目指します。

教育委員会の施策に関する点検・評価について詳しくは、町ホームページ (<http://www.town.kota.lg.jp>) でご覧いただけます。また、本件に関するご意見は、下記までお寄せください。

問合せ 学校教育課庶務G (内線 421)

教育委員会の活動について点検・評価を行いました

幸田町教育委員会では、「地方教育行政の組織および運営に関する法律」に則り、平成25年度の活動内容について点検・評価を行い、報告書を議会へ提出しましたので、その内容についてお知らせします。今回は、8事業について自己評価を行い、その結果について教育に関する学識経験を有する委員で構成された外部評価委員会に諮り、以下の結果を得ました。

総括意見 幸田町教育委員会施策外部評価委員会 委員長 石井 拓児

本年度は、8施策を対象に外部評価をおこなった。いずれの施策においてもこれまでの事業成果を着実に継承しつつ、年度ごとの総括・評価を参考に教育委員会が真摯に検討し改善をすすめており、安定的かつ持続的に各施策を推進してきていることを高く評価するものである。こうた夏まつり・凧揚げまつり開催事業は、事業が町民の中に定着し、従前よりもいっそう規模が大きくなりつつある。そのことによる安全管理体制の整備といった新しい課題も指摘されている。すべての施策において十分な検討をすすめ、事業を推進されることを期待するものである。

対象事業名	事業の概要	総評価	外部評価委員会評価
学力向上推進事業 (少人数指導嘱託 教員配置事業)	町内の全小中学校の児童・生徒に、基本基礎をはじめとした学習内容の定着を図り、一人一人が学ぶ楽しさやわかる喜びを味わえるように、TTや均等に分けた小集団、習熟度別的小集団による指導など、様々な授業の形態を工夫して取り入れて少人数指導を行い、きめ細やかな指導の充実を図る。	A	各校の規模、該当年度の学年の特色などに配慮した指導形態(TT、習熟度別クラス編成、均等分け)が選択され、各学校の少人数指導計画に基づいた教育活動がなされている点を評価する。習熟度別クラス編成が子どもを競争的にさせるのではなく、子どもたちが自主的にステップアップを目指すような姿勢となることが好ましい。また、均等割りでクラスを分割した場合は特に、指導にあたる教員の力量が高いレベルで揃うことが求められる。少人数指導嘱託教員の研修、クラス担任との打ち合わせ等の嘱託教員配置後の取組についても継続して留意されたい。
体験活動推進事業 (地域に根ざした 学校づくり事業)	小中学校の児童・生徒の学習意欲の高揚並びに心身の発達に寄与することを目的とし、町の指導方針及び各学校の経営方針に基づき、各学校の伝統、地域性、環境等の特殊性・独自性等を考慮した事業を各学校において実施している。	A	各小中学校が毎年の配当予算に基づき、自分たちの研究実践テーマに取り組むシステムは良い施策だと評価する。新しい取組・活動を計画するうえで、学区の枠を越えた講師の必要が生じる場合もあるため、各校の持つ人材や情報の共有化が必要となる。各校の取組について、広く展開の可能性を広げるため、教育委員会としての関わりを期待する。また、単年度ごとの検証・見直しも活動の充実には必要であるため、事業に対する教育委員会の点検・アドバイスについても検討されたい。
いじめ・不登校対策事業 (いじめ・不登校 対策協議会設置事業) (教育相談事業)	幸田町内の小中学校児童・生徒に対して、健全な学校生活をおくるため、いじめ・不登校問題を解決する。また、非行や悩みを解決して集団への適応を目指す。いじめ・不登校問題の指導及び防止の在り方について検討や相談・助言及び不登校児童・生徒に対する学校生活適応指導を行う。	A	各学期ごとに行う、アンケート実施は、担任教諭、スクールカウンセラー等の面談等と連携し、いじめの早期発見・早期対応に効果があると考えられる。また、学校・家庭・地域が一体となった「いじめ・不登校対策協議会」が機能していることが、不登校生徒数が国・県と比較し低い水準で推移している結果に表れている。今後も、スマートフォン等のネットを介在したいじめの実態の把握・対応の検討、不登校やいじめといった問題行動の低年齢化への対策など、新たな課題について、皆が一体となり、対応されたい。教育相談室については、児童・生徒と年齢の近い学生ボランティアの活用や不登校を原因とした引きこもり青年への継続した取組みも必要と思われる。
図書館教育推進事業 (学校図書館指導員 配置事業)(学校 図書館蔵書充実 事業)	児童・生徒が頻繁に利用する魅力ある学校図書館を目指し、学校図書館図書廃棄基準に該当する蔵書を破棄しながら蔵書達成率100%以上を維持できるように予算を配分する。また、より充実した図書館運営のため3名の学校図書館嘱託指導員を配置し、貸出返却作業の補助、本の修繕、書架の整理、読み聞かせ等を行う。	A	各小中学校での学校図書館図書蔵書率は100%を達成しており、今後は、廃棄と購入による蔵書内容充実を心掛けられたい。児童生徒が読書に対しての関心を持つために、くつろぎや明るく開放的な雰囲気作りなど、気軽に足を運びやすい環境整備についても取り組まれたい。これらの取組に、学校図書館指導員の設置は大変有効であり、指導員を中心とした蔵書管理や図書館運営に対しては評価したい。今後は地域との連携によるボランティア活動を図書館運営に反映できる取組に対しても検討されたい。

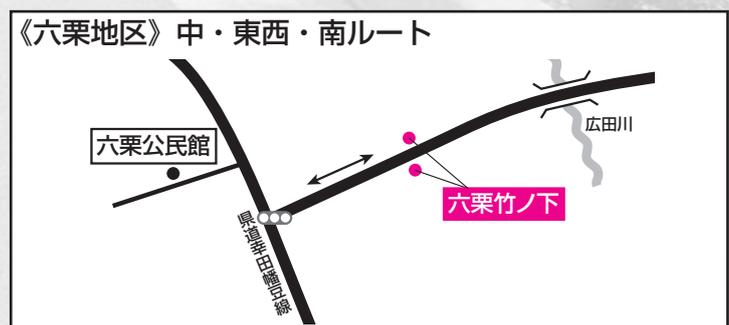
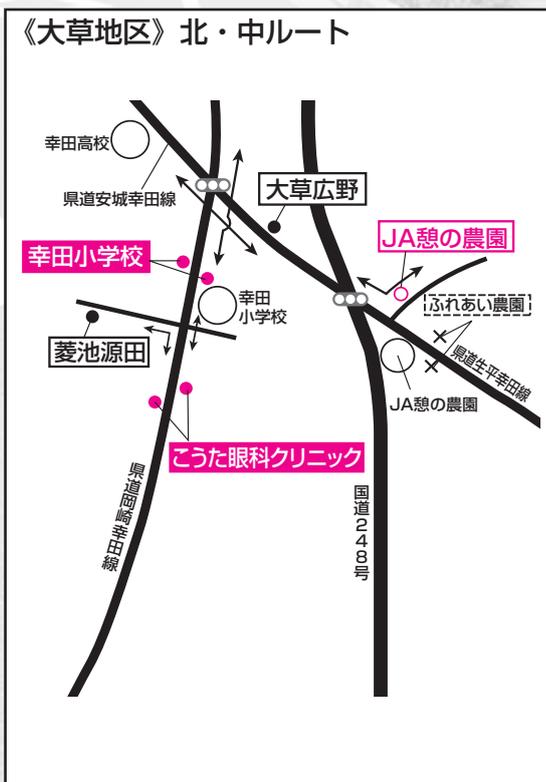
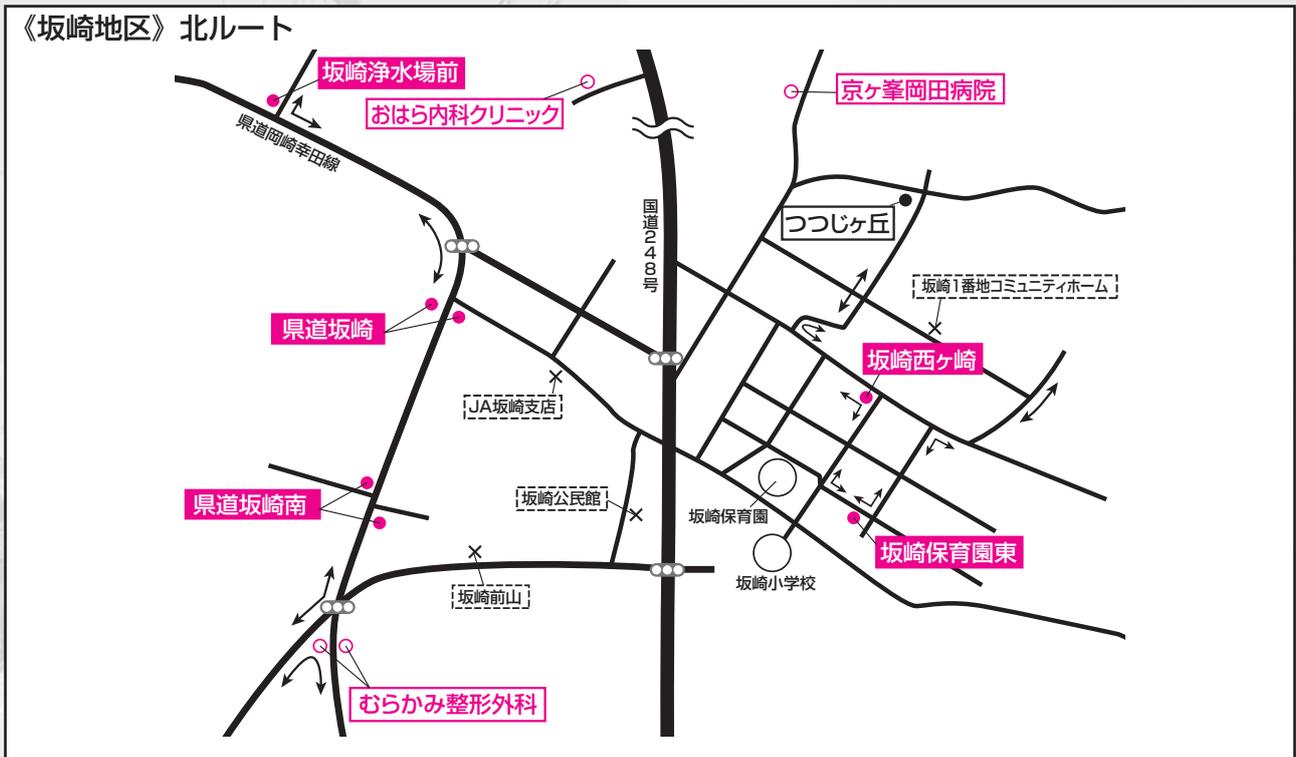
4月1日から「えこたんバス」のルートおよび時刻表の一部が変わります！

名鉄バス路線（幸田線）の廃止（平成26年9月30日）等に伴い、「えこたんバス」ルートにおいて、走行ルート、バス停位置（新設、廃止）、時刻表を4月1日より一部変更して運行します。

また、併せて既存バス停の一部において、バス停名称の変更をします。

各地区における変更内容は下図に示すとおりです。

- | | | | |
|-------------|--------------|-----------|--------------|
| ● 新設したバス停 | バス停名称 | × 廃止したバス停 | バス停名称 |
| ○ 名称変更したバス停 | バス停名称 | ● 既存のバス停 | バス停名称 |



* 詳細はえこたんバス車内、役場受付に備えてあります「えこたんバスガイド」をご覧ください。

問合せ 財政課管財G（内線352）

えこたんバスに乗ったことがありますか？

「えこたんバス」は、役場を出発拠点としてJR3駅、公共施設、病院、商業施設などを循環する幸田町コミュニティバスで、町内のほぼ全域を4ルートで回っており、毎日多くの皆さんに便利な「生活の足」としてご利用していただいております。

無料でどなたでも
利用できます！



ルート名	ルート順（1便、3便、5便の場合）
北ルート	役場 発 → 鷲田 → 高力 → 大草 → 久保田 → 長嶺 → 坂崎 → 相見駅東口 → 高力 → 大草 → 町民会館・図書館 → 横落 → 役場 着
中ルート	役場 発 → 幸田駅西口 → 六栗 → 野場 → 相見駅東口 → 新田 → 永野 → 鷲田 → 高力 → 岩堀 → 町民会館・図書館 → 大草 → 岩堀 → 横落 → 役場 着
東西ルート	役場 発 → 横落 → 岩堀 → 幸田駅西口 → 六栗 → 上六栗 → 桐山 → 道の駅 → 須美 → 野場 → 消防署 → 大草 → 町民会館・図書館 → 荻 → 芦谷 → 役場 着
南ルート	役場 発 → 芦谷 → 里 → 三ヶ根駅東口 → 海谷 → 三ヶ根駅西口 → 市場 → 逆川 → 三ヶ根駅西口 → 市場 → 上六栗 → 六栗 → 幸田駅西口 → 岩堀 → 横落 → 役場 着

* 2便、4便、6便の場合は、矢印と逆方向に運行します

- 料 金 無料です！
- 利用者 どなたでも利用できます！
- 運行日 平日（祝日含む）の毎日運行
- 運休日 土、日曜日及び年末年始（12/29～1/3）は運休
- 運行時間 8時30分から17時00分まで
- 運行本数 1日6便運行（5便と6便との間にスクールタイム便あり）
- 乗り換え 「役場」では、全てのルートに乗り換え可能です
「町民会館・図書館」では、北、中、東西の各ルートに乗り換え可能です



▲かわいいイラストが目印だよ



▲これがバス停



▲バスの中はこんな感じ



▲乗り降りしやすいステップもあるよ



▲役場を出発！

役場を出発して、町内の主要施設を回って役場に戻ってきます。



▲駅に到着！

バスに乗った時は、
運転手に目的地を言ってね！
最寄りのバス停をご案内します。



問合せ 財政課管財G（内線 352）

電動アシスト自転車購入費補助制度のご案内

昨年度に引き続き、平成27年度も町では地球温暖化防止および渋滞緩和などの都市交通対策の一環として、市民の皆さんの電動アシスト自転車利用を積極的に支援することにより、人・まち・地球を大切にする都市交通を実現するため、電動アシスト自転車を購入する人に補助金を交付します。

◎補助要件

通勤・通学・買い物などの日常手段を自動車から電動アシスト自転車へ転換する見込みのある人のうち、次の要件のすべてを満たす人。

- ・町内在住で、町税の滞納がないこと
- ・防犯登録、TSマーク登録を受けた新品の電動アシスト自転車の購入者であること
- ・町が行うアンケート調査などに協力すること
- ・電動アシスト自転車を法定耐用年数（2年）の期間、適切に管理すること（2年間の譲渡・売却等を禁止します。）
- ・過去に同一世帯内で、電動アシスト自転車購入費補助制度を利用されていないこと（1世帯につき1台まで補助が受けられます。）

◎必要書類

- (1) 電動アシスト自転車購入費補助金交付申請書兼実績報告書
- (2) 電動アシスト自転車購入費補助金交付請求書
- (3) エコ&交通安全宣言書
- (4) 領収書（申請者氏名、購入日、購入品目の名称が記載されたもの）
- (5) 製造メーカー保証書
- (6) 防犯登録証
- (7) TSマーク付帯保険加入書（控え）
- (8) 振込先口座番号が確認できる書類
- (9) 申請者の身分証明書（住所地が確認できるもの）の写し
- (10) 納税証明書（町税の完納が証明されているもの）
- (11) 認印

* (1)～(3)の書類は役場企画政策課窓口にてお渡しします。

（町ホームページからもダウンロードできます。）

* (4)～(8)の書類は原本をご持参ください。窓口でコピーを取らせていただきます。

* (10)納税証明書（1通200円）は役場1階税務課にて発行します。



◎補助金額

購入費の3分の1以内（100円未満切捨て）・補助限度額 2万円

◎その他

この補助金は平成28年3月末をもって終了となります。

また、年度途中であっても、予算の範囲内、先着順で実施しますので予告なく終了する場合があります。

【申込み・問合せ】 企画政策課政策G（内線331・332）

町内で住宅や店舗の侵入盗が多発しています！

今年に入り、すでに空き巣や忍び込みなどの侵入盗が10件以上発生しています。みなさんの大切な財産が狙われています。防犯対策をしっかりとしましょう！



泥棒は侵入したことが分かる音を嫌います。防犯アラームや防犯砂利など「音」の防犯対策で侵入者を周囲に知らせましょう。



泥棒は侵入するのに時間がかかることを嫌います。補助錠の設置や防犯フィルムを貼り、侵入に「時間」がかかる対策をしましょう。



泥棒が嫌う4つの防犯対策



泥棒は暗く人に見つかりにくい所を好みます。センサーライトの設置や門灯を点けるなど、家の周りを「明るく」しましょう。



泥棒は声を掛けられることをとても嫌います。あいさつや声掛けをして、「地域の目」を光らせましょう。

その他にも・・・

- ・ 出かける時は必ず戸締りと鍵掛けをし、ご近所の人に一声掛けましょう。
- ・ 家のポストなどに鍵を隠していませんか？鍵は隠さず自身で持ちましょう。
- ・ 泥棒はいつ侵入してくるのかわかりません！在宅中でも鍵を掛けましょう。

不審な人物や車両を見かけたら、すぐに110番通報をしてください。

平成27年10月からマイナンバー（12桁の個人番号）が通知されます

Q：マイナンバーが届いたら、何をすればいいの？

A：平成27年10月から皆様の住民票の住所にマイナンバーを通知するカード（通知カード）が郵送され、平成28年1月から税・社会保障の申請書等へのマイナンバーの記載が順次始まります。通知カードはマイナンバーを申請窓口で確認するための大切な書類です。また、マイナンバーは原則、生涯同じ番号を使い続けていただき、自由に変更はできませんので、通知カードは大切にしてください。

Q：マイナンバーはどういう場面で利用するの？

A：社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。年金・雇用保険・医療保険の手続や生活保護・福祉の給付、税の確定申告の手続など、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。また、税や社会保障の手続で事業主や証券会社、保険会社が個人に代わって手続を行う場合もあり、勤務先や金融機関にマイナンバーの提出を求められる場合があります。

マイナンバーについてさらに知りたい人は

- ◆マイナンバー（社会保障・税番号制度）のホームページ：『マイナンバー』で検索
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- ◆マイナンバーのコールセンター：
日本語：0570-20-0178
英語：0570-20-0291
*土日祝日、年末年始を除く、午前9時30分～午後5時30分



マイナちゃん

各種手当をご存じですか？

児童の健全育成や高齢者および障がい者の福祉の増進を図るため、各種手当支給制度があります。

対象と思われる人で、まだ手当を受けていない人は、手続きをしてください。

手続き場所・問合せ

- ①、④、⑤、⑥ 福祉課福祉G（内線153）
- ②、③ 福祉課介護保険G（内線154）
- ⑦～⑪ こども課（内線133）

名称	支給要件	所得制限
① 幸田町 心身障害者 扶助費	身体障害者手帳・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人 *下記の人を除きます ●介護人が在宅介護手当受給者 ●施設入所者 ●65歳以上の新規・転入 *手帳・等級変更の場合は、支給額の変更はありません。	無
② 幸田町 在宅介護 手当	要介護3～5で65歳以上の高齢者を現に在宅で介護している同一世帯（住民票を同一にされている）の親族 *対象者が入院、入所している期間は除きます。	無
③ 幸田町 家族介護 手当	要介護4または5で町民税非課税世帯の65歳以上の高齢者を過去1年間介護保険サービスを受けず（ショートステイは7日以内なら可）に在宅で介護している同一世帯（住民票を同一にされている）の親族	有
④ 特別 障害者手当	20歳以上で、知的または身体に著しい障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護が必要な人 *施設入所者、長期入院者は除きます。 ●身体障害2級（一部を除く）以上の障がい重複している人 ●身体障害2級（一部を除く）以上の障がいがあり、IQ20以下の人 ●身体障害2級（一部を除く）以上の障がいまたはIQ20以下で、ほかに3級相当の障がい2つ以上ある人 ●身体障害2級（一部を除く）以上の障がいまたはIQ20以下、もしくは、これと同程度の障がいまたは病状がある人で、日常生活でほぼ全面介護が必要な人	有

名称	支給要件	所得制限
⑤ 障害児 福祉手当	20歳未満で、知的または身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護が必要な児童 *施設入所者は除きます。 ●1級身体障がい児 ●2級身体障がい児の一部（常時介護を必要とする人） ●IQ20以下の知的障がいまたは病状で常時介護が必要な人	有
⑥ 愛知県 在宅 重度障害者 手当	●身体障害者手帳1・2級+IQ35以下の人（1種） ●身体障害者手帳1・2（2種）の人 ●IQ35以下の人（2種） ●身体障害者手帳3級+IQ50以下の人（2種） *施設入所者、3ヵ月以上継続して入院している人および特別障害者手当、障害児福祉手当の受給者、65歳以上の新規手帳取得者は除きます。	有
⑦ 児童手当	中学校卒業までの児童を養育している人 *公務員は勤務先から支給されます。	有
⑧ 児童 扶養手当	父または母、もしくは、両親のいない18歳以下（18歳に達した日の属する年度の末日まで）の児童を養育している人 *親の一方が重度の心身障がい者の場合は対象になります。	有
⑨ 愛知県 遺児手当	父または母、もしくは、両親のいない18歳以下（18歳に達した日の属する年度の末日まで）の児童を養育している人 *支給期間は認定から5年間です。 *親の一方が重度の心身障がい者の場合は対象になります。	有
⑩ 幸田町 遺児家庭 扶助費	父または母、もしくは、両親のいない義務教育修了前の児童を養育している人 *親の一方が重度の心身障がい者の場合は対象になります。	無
⑪ 特別児童 扶養手当	20歳未満の障がい児（身体障害者手帳1～3級程度、療育手帳A・B判定、内部障がい、精神障がいなど）を養育している人	有

児童扶養手当額が改定されました

児童扶養手当の手当額が平成27年4月分から以下のとおり改定となりました。

変更前	変更後（平成27年4月分から）
○児童1人のとき 全部支給：月額41,020円 一部支給：月額41,010円～9,680円	○児童1人のとき 全部支給：月額42,000円 一部支給：月額41,990円～9,910円
※児童2人以上の加算額については変更はありません。 2人目：5,000円。3人目以降1人につき：3,000円	

*次回支給予定は4月10日（12月分～3月分）です。

*改定された手当額が反映された支給は8月11日（4月分～7月分）となります。

問合せ こども課児童育成G（内線131）

特別児童扶養手当の手当額が改定されました

特別児童扶養手当の手当額が平成27年4月分から以下のとおり改定となりました。

区分	変更前	変更後（平成27年4月分から）
1級	月額 49,900円	月額 51,100円
2級	月額 33,230円	月額 34,030円

*次回支給予定は4月10日（12月分～3月分）です。

*改定された手当額が反映された支給は8月11日（4月分～7月分）となります。

問合せ こども課児童育成G（内線131）

福祉タクシー利用券が交付されます

一定の障がいがある人へタクシー利用助成券が交付されますので、申請してください。

対象 町内在住で下記の手帳をお持ちの人

手帳の種類	対象基準
身体障害者手帳	1級から3級(注)
療育手帳	A判定またはB判定
精神障害者保健福祉手帳	1級または2級

(注)身体障害者手帳は今年度から対象基準を手帳に記載された級とします。

*自動車税または軽自動車税の減免を受けている人は対象となりません。

助成額 年額35,000円分まで（500円券・200円券 各50枚）

*5月以降に申請される人は、定められた枚数分減らして交付されます。

申請に必要な物 対象となる障害者手帳・印鑑

申請場所 福祉課福祉G

問合せ 障害者地域活動支援センター ☎63-2941

国民健康保険からのお知らせ

こんなときは必ず14日以内に届出をしましょう

14日を超えると保険の給付を受けられないことがあります。

	手続きが必要なとき	必要なもの	
国民健康保険に入る場合	町外から転入したとき	印鑑、転出証明書、世帯ですでに国保加入者がいる場合はそのかたの国民健康保険証	
	職場の健康保険をやめたとき	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書または離職票	
	子どもが生まれたとき	印鑑、国民健康保険証	
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止通知書	
国民健康保険をやめる場合	町外へ転出するとき	印鑑、国民健康保険証	
	職場の健康保険に入ったとき	印鑑、国民健康保険証、職場の健康保険証（まだ受け取っていない場合は証明書）	
	死亡したとき	印鑑、国民健康保険証、葬祭を行ったかたの預金通帳など振込先がわかるもの、死亡届を幸田町以外に提出した場合は会葬礼状など葬祭を行ったかたの確認ができるもの	
	障害により後期高齢者医療制度に入るとき	印鑑、国民健康保険証、障害者手帳	
	生活保護を受けるようになったとき	印鑑、国民健康保険証、保護決定通知書	
その他	町内で住所が変わったとき	印鑑、国民健康保険証	
	世帯主や氏名が変わったとき		
	世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	印鑑、国民健康保険証、在学証明書または学生証	
	修学のため町外へ転出するとき		
	施設入所のため町外へ転出するとき		印鑑、国民健康保険証、入所の確認ができるもの
	国民健康保険証をなくしたとき		印鑑、運転免許証など本人確認ができるもの

災害や失業などで医療費の支払いにお困りの方へ

災害や失業などで一時的に生活が苦しくなり、医療費の支払いが困難になったときは、医療費の窓口負担（一部負担金）が一定の基準により免除、減額または猶予される一部負担金の減免が受けられます。ご利用の人は、事前に申請が必要ですので、一度ご相談ください。

減免の基準	減免の程度	減免の期間
実収入月額が生活保護基準生活費の110%以下の世帯	一部負担金が全額免除	3か月以内
110%を超え120%以下の世帯	8割減額	
120%を超え130%以下の世帯	5割減額	
130%を超え140%以下の世帯	徴収猶予	

問合せ 保険医療課国保年金G（内線143）

国民年金保険料の学生納付特例申請のお知らせ

学生の人はお支払いを猶予できます。

学生本人の前年所得が一定額以下の場合、在学期間中の国民年金保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。この制度を利用すると、4月から翌年3月までの保険料納付が猶予され、10年以内であれば後払い（追納）できます（免除を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます）。この制度の適用を受けるには、申請が必要です。

【学生納付特例の申請対象期間と審査所得の関係】 *平成27年4月時点

区 分	申請の対象となる期間	審査の対象となる所得
平成24年度分	平成25年3月分	平成23年中所得
平成25年度分	平成25年4月～26年3月分	平成24年中所得
平成26年度分	平成26年4月～27年3月分	平成25年中所得
平成27年度分	平成27年4月～28年3月分	平成26年中所得

*ご本人の前年所得のめやす…118万円+ {扶養親族等の数×38万円} で計算した額以下

申請時の注意点

- ①年度ごとに申請書の提出が必要です。
1枚の申請書で申請できるのは1年度分です。
- ②過去の所得で審査します。
申請する年度に対応する前年所得（上の表のとおり）に基づき審査されます。
- ③平成27年4月以降、速やかに申請してください。
過去分の免除は、申請が遅れると次のとおり対象となる期間が短くなります。
*平成27年4月中に免除を申請 ⇒ 平成25年3月分まで
*平成27年5月中に免除を申請 ⇒ 平成25年4月分まで
- ④持ち物
学生証、認印、年金手帳

平成27年度の国民年金保険料は月額15,590円です。

問合せ 保険医療課国保年金G（内線141）
岡崎年金事務所国民年金課 ☎23-2515

愛知県後期高齢者医療制度協定保養所利用助成のご案内

被保険者皆さんの健康の保持・増進を目的に、次の協定保養所に宿泊する場合、1人1泊につき1,000円を助成します（4月1日から翌年3月31日までの1年間で、全保養所合わせて4泊まで助成します）。

ご利用方法

利用される人は、申込時に協定保養所へ「愛知県後期高齢者医療の被保険者」であることを伝え、宿泊当日、保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証と利用カード（初回利用時に保養所にて交付）を提示してください。精算時に利用料金に対し、1,000円を助成します。

問合せ 愛知県後期高齢者医療広域連合 給付課
☎052-955-1205

場所	協定保養所名	電話番号
東浦町	あいち健康の森プラザホテル	0562-82-0211
田原市	シーサイド伊良湖	0531-35-1151
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	0533-68-4696
豊田市	豊田市 百年草	0565-62-0100
犬山市	レイクサイド入鹿	0568-67-3811
桑名市	名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島	0594-42-3330



公共下水道処理開始区域拡大のお知らせ

平成26年度整備により下水道の使える区域が広がりました。快適で住みよい環境にするため、早期接続にご協力をお願いします。

①家庭や事業所から出る浄化槽排水や生活雑排水などは、速やかに下水道に接続してください。

②くみ取りトイレの家庭は、処理開始より3年以内に水洗トイレに改造し、下水道に接続してください。

*排水は、直接下水道に接続していただくため、現使用の浄化槽は不要となります。

*排水設備接続工事を行う場合は、指定工事店で行ってください。

●下水道への早期接続のお願い

下水道は、川や海の汚れを防ぎ、快適なまちづくりのために重要な施設です。一日も早く、トイレ、洗濯、風呂、台所などからの汚水を下水道へ流す工事をしてください。

●下水道への一部接続家庭や井戸水利用の皆様へ

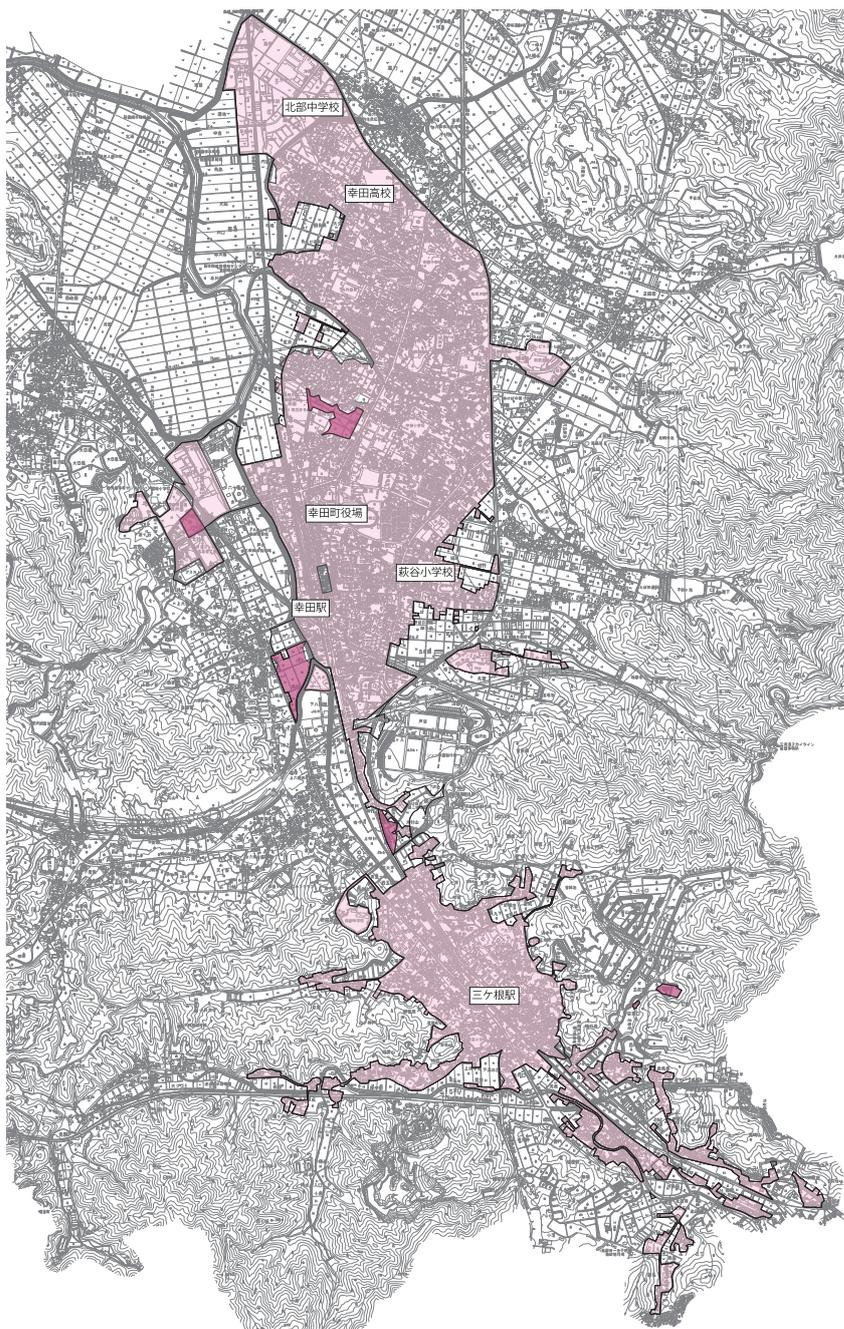
一部接続から全部接続への切り替え、井戸水の使用形態の変更や、ご家族の異動があった際には届出が必要となります。

●雨水貯留浸透施設補助制度のお知らせ

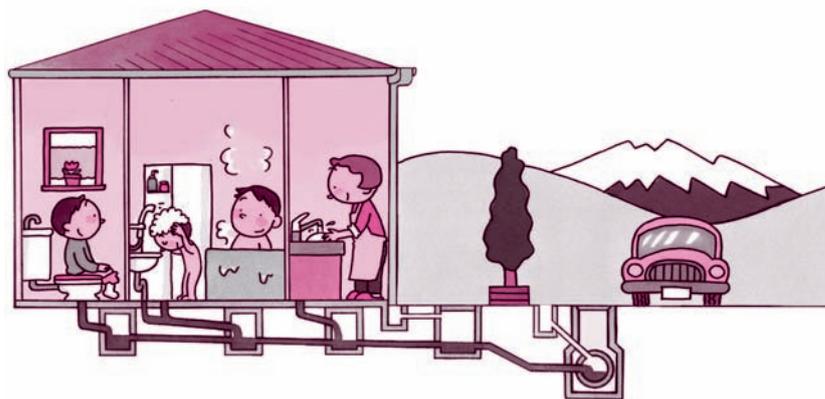
雨水貯留浸透施設の設置を促進することにより、雨水の流出抑制、雨水の有効利用を図り、自然環境の保全と回復に寄与します。

*雨水貯留浸透施設とは…既存浄化槽転用雨水貯留槽・雨水貯留槽・雨水浸透ます・雨水浸透管・浸透側溝・浸透性舗装が対象となります。

*補助金額は工事費の2/3です。ただし、上限は7万5千円です。事前審査がありますので、詳しくは下水道課までお問い合わせください。



■ 処理開始済区域 ■ H27.3.31から処理開始区域



問合せ 下水道課管理G(内線241)

幸田町少年少女発明クラブの指導員を募集します

幸田町少年少女発明クラブでは、子どもたちに工作や科学を教えていただける指導員を募集しています。ものづくりで活躍されている人、企業などで研究開発をされている人、工作が得意な人など、現役・OBは問いません。子どもの創造力を育みたいとお考えの人は、随時募集していますので、是非ご連絡ください。

応募資格	子どもが好きで、工作や科学を教える意欲をお持ちの人	活動日	毎月1回程度 原則土曜日 午前9時30分～正午 (年4回程度の指導・補佐)
仕事内容	①毎年1回程度の活動内容の考案と指導 ②活動時の最低限必要な準備 ③ほかの指導員が指導する時の補佐	開催場所	中央公民館 ほか
指導対象	小学4年生から小学6年生	申込み	幸田町少年少女発明クラブ事務局 (企業立地課内、内線341)

犬の飼い主のみなさんへ

●狂犬病予防注射を受けましょう

あなたが飼っている愛犬は、毎年4月1日から6月30日の間に、狂犬病予防注射を受けなければなりません。

予防注射を受けるときは、必ず、郵便はがき（平成27年度狂犬病予防注射実施・登録確認通知書）を持参してください。

*都合の悪い人は、動物病院で受けることもできます。

対象 生後91日（3か月）以上の犬

費用 注射のみ : 3,400円

*登録していない犬は、登録料3,000円が別途かかります。

●フンの後始末を！

道路や公園はみんなのもので、フンは必ず持ち帰り、飼い主の責任で片付けましょう。

●犬がいなくなったときは、環境課にもご連絡ください

飼い主を見つける手がかりになりますので、鑑札や注射済票を首輪に付けましょう。

問合せ 環境課環境保全G（内線271）



●平成27年度 狂犬病予防注射 実施日程

月 日	会 場	時 間
4月13日(月)	坂崎公民館	13:10～13:45
	高力老人憩の家	13:55～14:15
	新田老人憩の家	14:25～14:40
	永野老人憩の家	14:50～15:10
4月14日(火)	長嶺コミュニティホーム	13:10～13:25
	久保田コミュニティホーム	13:35～13:50
	農協大草支店	14:00～14:35
	鷺田公民館	14:45～15:10
4月15日(水)	岩堀公民館	13:10～13:35
	横落コミュニティセンター	13:45～14:05
	荻農村センター	14:15～14:25
	老人福祉センター	14:35～14:45
4月16日(木)	深溝児童館	14:55～15:10
	野場ふれあいセンター	13:10～13:35
	須美公民館	13:45～13:55
	桐山組合倉庫前	14:05～14:25
4月17日(金)	逆川農村センター	14:35～14:45
	海谷公民館	14:55～15:10
	芦谷公民館	13:10～13:35
	市場公民館	13:45～13:55
5月11日(月)	上六栗老人憩の家	14:05～14:15
	六栗公民館	14:25～14:35
	役場車庫棟前(保健センター隣)	14:45～15:10
	坂崎公民館	13:10～13:30
5月12日(火)	鷺田公民館	13:40～14:00
	農協大草支店	14:10～14:30
	芦谷公民館	14:40～15:00
5月12日(火)	市場公民館	13:10～13:25
	上六栗老人憩の家	13:35～13:45
	野場ふれあいセンター	13:55～14:10
	役場車庫棟前(保健センター隣)	14:20～14:45